

第 16 期定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項

【事業報告】

当社の新株予約権等に関する事項……………	1
財務及び事業の方針の決定を支配する者 の在り方に関する基本方針……………	2
業務の適正を確保する体制及び 当該体制の運用状況……………	2
特定完全子会社に関する事項……………	5
親会社等との間の取引に関する事項……………	5
その他……………	5

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書……………	6
連結注記表……………	7

【計算書類】

株主資本等変動計算書……………	30
個別注記表……………	31

株式会社 池田泉州ホールディングス

上記の事項につきましては、法令及び定款第 23 条の規定に
もとづき、当社ホームページ（<https://www.senshuikeda-hd.co.jp/>）に掲載する
ことにより、株主の皆さまに提供しております。

1．当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役	(1) 名称 株式会社池田泉州ホールディングス 第15回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,600株 (3) 新株予約権の行使期間 2024年8月29日から2054年7月31日まで (4) 権利行使価額（1株当たり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降1年以内に、新株予約権を行使することができるものとする。ただし割当日の翌日から30年を経過した新株予約権は、行使できないものとする。	5名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
当社使用人	(1) 名称 株式会社池田泉州ホールディングス 第15回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 94,900株 (3) 新株予約権の行使期間 2024年8月29日から2054年7月31日まで (4) 権利行使価額（1株当たり） 1円	13名
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	(5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社及び子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降1年以内に、新株予約権を行使することができるものとする。ただし割当日の翌日から30年を経過した新株予約権は、行使できないものとする。	27名

2. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社では、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、倫理綱領及び行動規範を制定しております。コンプライアンスを推進する体制として、担当する役員を設置し、コンプライアンス委員会において、全般的な方針や具体的施策などの審議を行います。総合リスク管理部が取組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルを定め、研修の実施などを通じ、役職員の教育等を行います。

<グループ・コンプライアンス・ホットライン制度>

法令上疑義のある行為等については、当社及び当社グループ会社の役職員が直接情報提供を行う手段としてのグループ・コンプライアンス・ホットライン制度を設置しており、当該通報を行ったことにより、通報者が不利益な扱いを受けることがないよう通報者の保護を図っております。

<マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の防止>

マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止を担当する役員を設置し、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策委員会において、全般的な方針や具体的施策などの審議を行います。総合リスク管理部が取組みを組織横断的に統括し、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策プログラムやマネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止マニュアルを定め、研修の実施などを通じ、役職員の教育等を行います。

<反社会的勢力の排除>

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、屈することなく断固として排除いたします。

<インサイダー取引の未然防止>

インサイダー取引未然防止規定に役職員が遵守すべき基本事項を定めており、インサイダー取引の未然防止を図ります。

<顧客保護等管理>

お客さまの保護及び利便性向上を推進し、「お客さま本位の徹底」を実現するため、顧客保護等管理を行います。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、その他委員会等の重要会議について、職務執行の記録として議事録等を作成・保管いたします。

また、取締役を決定者とする決裁文書及び付属書類についても適切に作成・保管いたします。

当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社の経営の健全性の維持と安定した収益確保を図るため、リスク管理基本規定を定め、当社及び当社グループ会社が抱えるリスクを信用リスク、市場リスク、資金流動性リスク、オペレーショナルリスクに区分の上、それぞれの所管部を明確にするとともに、リスク管理委員会を設置し、各リスクのモニタリングを行います。

また、危機管理規定を定め、危機事象の発生に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保いたします。

当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、当社及び当社グループ会社の役職員の職務の執行が効率的に行われるため、当社及び当社グループ会社の経営目標を定めるとともに、「グループ経営計画」を策定し、当該計画を具体化するため年度毎の業務計画を定めております。

また、取締役の職務の執行を効率的に行うため、経営会議を設置し、取締役会で決議した経営の基本方針に基づき、これを執行する上での重要事項を協議、決議する他、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項を事前に検討することとしております。

さらに、取締役の所管する本部及びその権限と責任を明確にするとともに、ITの活用も図りながら効率的な業務執行体制を構築・維持します。

当社及び当社グループ会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社では、当社グループ各社を池田泉州ホールディングスのグループとして一体と考え、当社が適切に主導し、当社グループ各社が当社との連携を保ちつつ、自社の規模、事業の性質に応じた適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行います。

また、当社は、グループ経営管理として子会社に対する経営管理規定等を制定し、当社グループ各社から、その役職員の職務の執行に係る事項その他必要な報告を受け、協議する体制を構築しております。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役会事務局として監査役スタッフを配置いたします。このスタッフに対する業務執行の指揮命令は監査役が行うこととし、人事異動、人事評価等においても監査役の同意が必要であるなど、取締役からの独立性を確保いたします。

取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員等は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、その他必要な事項をすみやかに報告することといたします。

また、グループ・コンプライアンス・ホットラインへの通報を行ったことにより、通報者が不利益な扱いを受けないよう通報者の保護を図っております。

さらに、これを補完するため、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会、リスク管理委員会、ALM委員会、サステナビリティ委員会、生産性向上委員会等の重要な会議について、監査役が出席できる体制を構築しております。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、社外取締役、内部監査部署、監査法人との間で意見交換会を開催しております。

また、監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会、リスク管理委員会、ALM委員会、サステナビリティ委員会、生産性向上委員会等の重要な会議に出席し、業務執行上の様々な問題点の把握に努めます。

さらに、監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することが出来るものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

コンプライアンス委員会が毎月開催され、当社及び当社グループ各社の方針・施策の審議を行っており、加えて、年度毎にコンプライアンス・プログラムを制定し、反社会的勢力への対応等、職員に対して周知徹底を図っております。

また、グループコンプライアンス態勢の定着に向けた取組みとして、グループ会社コンプライアンス連絡会を実施しております。

さらに、グループ・コンプライアンス・ホットライン制度についても適切に運用されており、当該通報を行ったことにより、通報者が不利益な扱いを受けないよう通報者の保護を図っております。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止態勢の定着に向けた取組みとして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会が毎月開催され、さらに、年度毎にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策プログラムを制定し、実効性のある運用となるよう取り組んでおります。

また、グループ全体の取組みとして、グループ会社連絡会を実施しております。

(損失の危険の管理に対する取組みの状況)

リスク管理委員会が毎月開催され、当社及び当社グループ各社が抱える各リスクのモニタリングがなされております。

危機管理規定、コンティンジェンシープランに定める事象が発生した場合には、業務継続及び迅速な通常機能回復の確保に努めております。

また、災害訓練を実施する等、当社及び当社グループ各社の危機管理に係るモニタリング、危機管理体制強化を図っております。

(職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況)

取締役会が当事業年度15回開催され、各議案についての審議、職務執行の状況等についての監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

また、取締役の職務の執行が効率的に行われるため、経営目標を定めるとともに、経営計画を具体化するため年度毎に業務計画が策定されております。

（当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況）

取締役会・経営会議付議基準に基づき、当社グループ各社の重要事項について、当社取締役会・経営会議において審議しております。

また、子会社に対する経営管理規定等に基づき、当社グループ各社から必要な報告を受け、協議を行っております。

（監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況）

監査役スタッフとして2名配置しており、スタッフへの指揮命令は常勤監査役が行い、人事異動及び人事評価についても取締役からの独立性を保っております。

監査役会は当事業年度20回開催されており、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、当社の取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策委員会、リスク管理委員会、ALM委員会、サステナビリティ委員会、生産性向上委員会等に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

さらに、監査役会はあらかじめ必要な経費を予算化し、臨時費用については、その都度会社へ請求しております。

4．特定完全子会社に関する事項

イ．特定完全子会社の名称及び住所

株式会社 池田泉州銀行
大阪市北区茶屋町18番14号

ロ．当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

162,851百万円

ハ．当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

170,724百万円

5．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

6．その他

該当事項はありません。

第16期 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	102,999	16,899	103,014	122	222,791
当 期 変 動 額					
連結子会社持分の増減		0	0		0
剰 余 金 の 配 当			3,855		3,855
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			13,246		13,246
自 己 株 式 の 取 得				1,000	1,000
自 己 株 式 の 処 分		1		7	5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	9,390	993	8,395
当 期 末 残 高	102,999	16,898	112,405	1,116	231,187

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	9,099	35	10,289	19,353	148	2,532	244,825
当 期 変 動 額							
連結子会社持分の増減							0
剰 余 金 の 配 当							3,855
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							13,246
自 己 株 式 の 取 得							1,000
自 己 株 式 の 処 分							5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,779	104	2,472	13,356	31	351	12,973
当 期 変 動 額 合 計	10,779	104	2,472	13,356	31	351	4,577
当 期 末 残 高	1,680	139	7,817	5,997	179	2,884	240,248

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 21社

主要な会社名

株式会社池田泉州銀行
01銀行株式会社
池田泉州信用保証株式会社
近畿信用保証株式会社
池田泉州リース株式会社
池田泉州オートリース株式会社
池田泉州ＴＴ証券株式会社
池田泉州債権回収株式会社
池田泉州エリアサポート株式会社
株式会社池田泉州ＪＣＢ
株式会社池田泉州ＤＣ
株式会社池田泉州ＶＣ
池田泉州キャピタル株式会社
池田泉州ビジネスサービス株式会社
池田泉州システム株式会社

(連結の範囲の変更)

前連結会計年度において連結される子会社及び子法人等であった池田泉州キャピタルニュービジネスファンド4号投資事業有限責任組合は、清算が終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(連結される子会社及び子法人等の商号変更)

2025年2月28日付で、01Bank設立準備株式会社の商号を01銀行株式会社へ変更しております。

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等

2社

会社名

株式会社自然総研
株式会社ステーションネットワーク関西

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 6社

3月末日 15社

連結される子会社及び子法人等のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社及び子法人等については、各社の決算日の計算書類により連結しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、銀行業を営む連結される子会社は、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～50 年
その他	2 年～20 年

- (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

銀行業以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,140 百万円であります。

5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型報酬の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

10. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、池田泉州ＴＴ証券株式会社が計上した金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. リース取引の処理方法

（借手側）

連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（貸手側）

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとしております。

14. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。連結される子会社及び子法人等が参加する他社が運営するポイントプログラムについては、将来利用される見込額を第三者のために回収する額として認識し、役務取引等収益より控除しております。

15. 株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が金銭である場合に限る。）の認識基準については、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2024年7月1日）第94項に従い、下記のとおり計上しております。

- （1）市場価格のある株式：各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて、未収配当金を見積り計上。
- （2）市場価格のない株式：発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払いを受けるものについて、その支払いを受けた日の属する連結会計年度に計上。

16. 重要なヘッジ会計の方法

（1）金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

（2）為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

17. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結される子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定するグループ通算制度を適用しております。

（2）関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約損益の会計処理

投資信託の解約、償還に伴う損益は「有価証券利息配当金」にて処理しております。投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、その金額を「国債等債券償還損」に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

貸出金等の評価

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 10,295 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準に基づき債務者区分を判定し、「会計方針に関する事項」「4. 貸倒引当金の計上基準」に記載の通り、債務者区分に応じた一定の計算手法により算出しております。なお、要管理先以外の要注意先（以下「その他要注意先」という。）については、信用格付に基づく2区分（主に貸出条件の変更を実施した貸出先が属する下位格付とそれ以外の上位格付）にグルーピングして、貸倒引当金を算定しております。

なお、前連結会計年度末において計上していたゼロゼロ融資の下方遷移リスクの影響を考慮した貸倒引当金については、予想損失額に及ぼす影響が小さくなったことから全額取り崩しております。

主要な仮定

業況が悪化した事業性貸出先に係る債務者区分の判定における主要な仮定は、「貸出先の将来の業績見通し」であります。「貸出先の将来の業績見通し」は、各貸出先の収益獲得能力を個別に評価して、仮定しております。なお、米国政府における関税政策等の国際情勢や物価高等の影響を含む将来の経済環境には不透明感があります。個別の評価にあたっては、これらの影響を考慮して、債務者区分を判定しております。

翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

貸出先の業績変化や事業戦略の成否等によっては、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1 . 関係会社の株式及び出資金総額 (連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)

141百万円

2 . 無担保の消費貸借契約 (債券貸借取引) により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に5,009百万円含まれております。

3 . 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債 (その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募 (金融商品取引法第2条第3項) によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券 (使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。) であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,763百万円
危険債権額	45,172百万円
要管理債権額	2,549百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	2,549百万円
小計額	51,485百万円
正常債権額	4,663,428百万円
合計額	4,714,913百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

4 . 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,436百万円であります。

5 . ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」 (移管指針第1号 2024年7月1日) に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、10,723百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	452,868百万円
その他資産	278百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,164百万円
債券貸借取引受入担保金	4,396百万円
借入金	399,845百万円
その他負債	18百万円

上記のほか、その他資産には、中央清算機関差入証拠金20,000百万円、保証金2,997百万円及び金融商品等差入担保金1,159百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、689,342百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が655,008百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 58,728百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額 369百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は15,785百万円であります。

11. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益1,457百万円、債権売却益9百万円及び金銭の信託運用益4百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,385百万円、保証協会負担金599百万円、株式等売却損13百万円、株式等償却759百万円及び金銭の信託運用損41百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1 . 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 : 千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	281,008	-	-	281,008	
合計	281,008	-	-	281,008	
自己株式					
普通株式	600	2,378	34	2,944	注 1、2
合計	600	2,378	34	2,944	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加2,378千株は、市場買付による自己株式の取得2,376千株及び単元未満株式の買取2千株によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少34千株は、単元未満株式の買増請求による処分0千株及びストック・オプションの権利行使による譲渡34千株によるものであります。

2 . 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権		—				179	

3 . 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普 通 株 式	1,752百万円	6.25円	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月11日 取締役会	普 通 株 式	2,103百万円	7.50円	2024年9月30日	2024年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普 通 株 式	2,224百万円	その他 利益剰余金	8.00円	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、池田泉州銀行を中心に、地域金融機関として各種金融サービスに係る事業を行っています。主たる業務である預金業務、貸出業務ならびに有価証券運用等のマーケット業務において、金利変動及び市場価格の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しています。市場環境等の変化に応じた戦略目標等の策定に資するため、これらの資産及び負債の総合的管理（ALM）を行うとともに、その一環として、デリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利の変動リスクに晒されています。

また、保有有価証券は、主に株式、債券、投資信託等であり、その他有価証券として、純投資目的及び政策投資目的で保有するほか、一部は満期保有目的の債券、売買目的有価証券として保有します。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及びマーケット（金利・株価・為替等）の変動に伴う市場リスクに晒されています。

主な金融負債である預金については、予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクが存在します。また、そのほかの調達資金については、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合等において必要な資金が確保できない、あるいは、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされるといった流動性リスクに晒されています。また、これらの金融負債は、金融資産と同様、金利変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、顧客ニーズへの対応や、資産・負債のリスクコントロール手段を主な目的として利用しています。また、トレーディング（短期的な売買差益獲得）の一環として、債券や株式の先物取引等を利用します。これらのデリバティブ取引は、取引相手先の契約不履行などに係る信用リスク（カウンターパーティーリスク）及びマーケット（金利・株価・為替等）の変動に伴う市場リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、フロント部門から独立したリスク管理部署を設置し、リスク管理についての基本方針を定めています。具体的には、リスク管理に関する体制及びリスク管理基本規定等の諸規定を取締役会で定め、リスクカテゴリー毎の責任部署を明確にするとともに、それらを統括するリスク管理統括部署を設置しています。

さらに、「リスク管理委員会」並びに「ALM委員会」を設置し、当社グループのリスクの状況を把握するとともに、課題及び対応策を審議しています。それらの審議事項を取締役会等に付議・報告することにより、経営レベルでの実効性のあるリスク管理体制を構築しています。

統合的リスク管理

当社グループは、当社のリスク管理基本規定及び統合的リスク管理に関する諸規定に従い、統合的リスク管理を行っています。

具体的には、自己資本比率の算定に含まれない与信集中リスクや銀行勘定の金利リスク等も含めて、信用リスクや市場リスク等のリスクカテゴリー毎の方法で評価したリスクを統合的に捉え、経営体力（自己資本）と対比することによって、統合的な管理を行っています。

信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスク管理規定及び信用リスク管理に関する諸規定に従い、与信ポートフォリオの分析・管理を行っています。また、個別案件の与信管理については、審査、内部格付、資産自己査定等の体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、子銀行の各営業店、審査部署、リスク管理部署により行われ、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクについても、リスク管理部署が、信用情報や時価の把握をモニタリングしています。また、当社においても定期的に取締役会等へ報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部署が監査をしています。

市場リスクの管理

() 市場リスク管理

当社グループは、当社の市場リスク管理規定及び市場リスク管理に関する諸規定に従い、マーケット（金利・株価・為替等）の変動に伴う市場リスクの管理を行っています。具体的には、リスク管理部署がバリュー・アット・リスク（VaR）を用いて市場リスク量を把握するとともに、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールすることを目的として、継続的なモニタリングを実施し、リスク限度額の遵守状況を監視しています。有価証券については、上記のリスク限度額管理に加えて、損失に上限を設定し、管理しています。なお、これらの情報はリスク管理部署から、リスク管理委員会及び取締役会へ定期的に報告されています。

また、ALM委員会において、資産・負債構造ならびに金利リスクの把握・確認を行うとともに、今後の対応等の協議を行っています。具体的には、ALM担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等を行うことにより、安定的かつ継続的な収益の確保に努めています。

なお、子銀行において外為取引や外債投資等の為替リスクを伴う取引を行っていますが、為替持高をできるだけスクウェアに近い状態にすることで、為替リスクの低減に努めています。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、リスク管理、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を図るとともに、市場リスク管理に関する諸規定に従い取引を行っています。

() 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクは他のリスクに比べて日々の変動が大きいため、当社グループでは、預金、貸出金や有価証券などの金融商品の市場リスク量を、VaRを用いて日次で把握、管理しています。

このVaR算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99.0%、観測期間240営業日）を採用しています。

2025年3月31日(当期の連結決算日)現在で当社グループの金融商品の市場リスク量(損失額の推計値)は、金利が198億円、株式が128億円となっています。また、相関を考慮した市場リスク量全体では318億円となっています。

なお、当社グループでは、金融商品のうち市場変動の影響が大きい有価証券関連のVaRについて、市場リスク計測モデルの正確性を検証するために、モデルが算出した保有期間1日のVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、当社の資金流動性リスク管理規定及び資金流動性リスク管理に関する諸規定に従い、資金調達に係る流動性リスクの管理を行っています。

具体的には、子銀行のALM担当部署や資金為替担当部署が、グループ全体の運用・調達状況を適時適切に把握するとともに、保有資産の流動性の確保や調達手段の多様化を図るなど、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、安定した資金繰りの確保に努めています。

また、リスク管理部署は、短期間に資金化可能な流動性準備資産額を定期的に確認することで、流動性リスク顕現化時の対応力を把握するとともに、資金繰り管理の適切性をモニタリングし、リスク管理委員会や取締役会等に報告しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）並びに信託勘定借は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	8,996	8,996	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	179,990	173,260	6,729
その他有価証券	519,799	519,799	-
(3) 貸出金	4,680,029		
貸倒引当金（＊1）	9,068		
	4,670,960	4,629,041	41,918
資産計	5,379,747	5,331,099	48,648
(1) 預金	5,702,410	5,701,333	1,077
(2) 借入金	408,343	408,299	44
負債計	6,110,754	6,109,632	1,121
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(23)	(23)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(913)	(913)	-
デリバティブ取引計	(937)	(937)	-

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊3）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24 - 9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等（＊1）（＊2）	6,403
組合出資金（＊3）	10,068

（＊1）非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当連結会計年度において、非上場株式等について146百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24 - 16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	7,293	1,703	-	8,996
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	85,617	190,904	-	276,521
社債	-	127,416	15,618	143,034
株式	19,473	-	-	19,473
外国証券	4,720	-	-	4,720
投資信託等	4,692	39,222	-	43,915
デリバティブ取引				
通貨関連	-	3,586	-	3,586
資産計	121,797	362,833	15,618	500,248
デリバティブ取引				
金利関連	-	125	-	125
通貨関連	-	4,398	-	4,398
負債計	-	4,524	-	4,524

（*1）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24 - 9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託等は含まれておりません。第24 - 9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は、32,134百万円であります。

（*2）第24 - 9項の取扱いを適用した投資信託等の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又はその他の の包括利益累計額		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 投資信託の 評価損益
	損益に 計上	その他有価 証券評価差 額金に計上					
26,889	-	376	4,868	-	-	32,134	-

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	40,248	133,012	-	173,260
貸出金	-	118,482	4,510,559	4,629,041
資産計	40,248	251,495	4,510,559	4,802,302
預金	-	5,701,333	-	5,701,333
借入金	-	405,652	2,646	408,299
負債計	-	6,106,985	2,646	6,109,632

（注1） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類し、観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、信用スプレッドが含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

また、デリバティブが組み込まれた仕組貸出については、取引金融機関等から提示された価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

負債 預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引等がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・パニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	信用スプレッド	0.184%～0.158%	0.018%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度(2025年3月31日)

	期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益累計額		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3 の時価への 振替	レベル3 の時価からの 振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益
		損益に 計上 (*)	その他有 価証券評 価差額金 に計上					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	20,026	23	145	4,286	-	-	15,618	-

(*) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

連結される子会社及び子法人等ではリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿ってバック部門が時価を算定しております。算定された時価は、ミドル部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証し、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。信用スプレッドは、信用格付毎の新規実行レート加重平均金利と市場金利との乖離であり、決算日から6か月以内の実績を基に算定した推定値であり、このインプットの著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることになります。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1．売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

該当ありません。

2．満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	41,237	40,248	988
	地方債	138,752	133,012	5,740
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小 計	179,990	173,260	6,729
合計		179,990	173,260	6,729

3．その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	18,698	8,201	10,496
	債券	10,404	10,351	53
	国債	9,393	9,343	49
	地方債	602	601	1
	短期社債	-	-	-
	社債	408	406	2
	その他	53,827	48,105	5,721
	小 計	82,929	66,657	16,271
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	775	892	117
	債券	409,151	427,367	18,215
	国債	76,224	79,657	3,432
	地方債	190,301	196,892	6,590
	短期社債	-	-	-
	社債	142,625	150,818	8,192
	その他	26,942	28,232	1,289
	小 計	436,870	456,491	19,621
合 計		519,799	523,149	3,349

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 該当ありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	1,899	1,416	13
債券	3,109	1	0
国債	-	-	-
地方債	3,001	1	-
短期社債	-	-	-
社債	107	-	0
その他	30,763	64	1,219
合 計	35,772	1,482	1,233

6．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、613百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて決算日前1カ月の市場価格の平均等に基づく時価（以下、「月中平均時価」という。）が50%以上下落した場合、または、月中平均時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1 . 運用目的の金銭の信託 (2025年 3 月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	8,996	28

2 . 満期保有目的の金銭の信託 (2025年 3 月31日現在)

該当ありません。

3 . その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2025年 3 月31日現在)

該当ありません。

(スtock・オプション等関係)

1 . スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	当連結会計年度
営業経費	36百万円

2 . スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2011年 2 月24日	2011年 7 月28日
付与対象者の区分及び人数 (名)	子会社取締役 22 子会社執行役員 19	子会社取締役 16 子会社執行役員 18
スtock・オプションの数 (株) (注)	普通株式 84,780	普通株式 72,760
付与日	2011年 3 月15日	2011年 8 月31日
権利確定条件	退任後10日内の権利行使	退任後10日内の権利行使
対象勤務期間	2011年 3 月15日から退任日	2011年 8 月31日から退任日
権利行使期間	2011年 3 月16日から 2041年 7 月31日まで	2011年 9 月 1 日から 2041年 7 月31日まで

決議年月日	2012年 8 月31日	2013年 7 月31日
付与対象者の区分及び人数 (名)	子会社取締役 10 子会社執行役員 16	子会社取締役 10 子会社執行役員 16
スtock・オプションの数 (株) (注)	普通株式 69,500	普通株式 53,800
付与日	2012年10月 1 日	2013年 9 月 2 日
権利確定条件	退任後10日内の権利行使	退任後10日内の権利行使
対象勤務期間	2012年10月 1 日から退任日	2013年 9 月 2 日から退任日
権利行使期間	2012年10月 2 日から 2042年 7 月31日まで	2013年 9 月 3 日から 2043年 7 月31日まで

決議年月日	2014年 7 月30日	2015年 7 月29日
付与対象者の区分及び人数 (名)	子会社取締役 10 子会社執行役員 15	子会社取締役 10 子会社執行役員 14
スtock・オプションの数 (株) (注)	普通株式 55,900	普通株式 51,800
付与日	2014年 8 月28日	2015年 9 月 1 日
権利確定条件	退任後10日内の権利行使	退任後10日内の権利行使
対象勤務期間	2014年 8 月28日から退任日	2015年 9 月 1 日から退任日
権利行使期間	2014年 8 月29日から 2044年 7 月31日まで	2015年 9 月 2 日から 2045年 7 月31日まで

決議年月日	2016年 7 月27日	2017年 7 月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 8 子会社執行役員 17	子会社取締役 8 子会社執行役員 20
ストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 94,800	普通株式 83,100
付与日	2016年 8 月30日	2017年 8 月31日
権利確定条件	退任後10日内の権利行使	退任後10日内の権利行使
対象勤務期間	2016年 8 月30日から退任日	2017年 8 月31日から退任日
権利行使期間	2016年 8 月31日から 2046年 7 月31日まで	2017年 9 月 1 日から 2047年 7 月31日まで

決議年月日	2018年 7 月31日	2019年 7 月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 6 子会社執行役員 18	子会社取締役 6 子会社執行役員 18
ストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 58,500	普通株式 117,400
付与日	2018年 8 月30日	2019年 8 月28日
権利確定条件	退任後10日内の権利行使	退任後10日内の権利行使
対象勤務期間	2018年 8 月30日から退任日	2019年 8 月28日から退任日
権利行使期間	2018年 8 月31日から 2048年 7 月31日まで	2019年 8 月29日から 2049年 7 月31日まで

決議年月日	2020年 7 月31日	2021年 7 月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	子会社取締役 7 子会社執行役員 17	当社取締役 4 当社執行役員 7 子会社取締役 7 子会社執行役員 16
ストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 156,300	普通株式 254,900
付与日	2020年 8 月28日	2021年 8 月27日
権利確定条件	退任後10日内の権利行使	退任後 1 年以内の権利行使
対象勤務期間	2020年 8 月28日から退任日	2021年 8 月27日から退任日
権利行使期間	2020年 8 月31日から 2050年 7 月31日まで	2021年 8 月30日から 2051年 7 月31日まで

決議年月日	2022年 7 月27日	2023年 7 月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社執行役員 6 子会社取締役 7 子会社執行役員 19	当社取締役 5 当社執行役員 12 子会社取締役 7 子会社執行役員 21
ストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 216,800	普通株式 181,600
付与日	2022年 8 月30日	2023年 9 月 1 日
権利確定条件	退任後 1 年以内の権利行使	退任後 1 年以内の権利行使
対象勤務期間	2022年 8 月30日から退任日	2023年 9 月 1 日から退任日
権利行使期間	2022年 8 月31日から 2052年 7 月31日まで	2023年 9 月 2 日から 2053年 7 月31日まで

決議年月日	2024年 7月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社執行役員 13 子会社取締役 7 子会社執行役員 20
ストック・オプションの数（株）（注）	普通株式 101,500
付与日	2024年 8月28日
権利確定条件	退任後 1 年以内の権利行使
対象勤務期間	2024年 8月28日から退任日
権利行使期間	2024年 8月29日から 2054年 7月31日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、2012年 8月 1日付株式併合（5株につき 1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年 3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2011年 2月24日	2011年 7月28日	2012年 8月31日	2013年 7月31日
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	1,100	1,240	1,700	3,800
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	1,100	1,240	1,700	3,800
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

決議年月日	2014年 7月30日	2015年 7月29日	2016年 7月27日	2017年 7月31日
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	5,500	5,200	17,600	20,400
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	5,500	5,200	17,600	20,400
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

決議年月日	2018年7月31日	2019年7月30日	2020年7月31日	2021年7月30日
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	26,300	53,900	93,200	214,100
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	8,000	11,000
未確定残	26,300	53,900	85,200	203,100
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	8,000	11,000
権利行使	-	-	8,000	11,000
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

決議年月日	2022年7月27日	2023年7月31日	2024年7月31日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	194,300	181,600	-
付与	-	-	101,500
失効	-	-	-
権利確定	8,600	7,000	-
未確定残	185,700	174,600	101,500
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	8,600	7,000	-
権利行使	8,600	7,000	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

（注）2012年8月1日付株式併合（5株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	2011年2月24日	2011年7月28日	2012年8月31日	2013年7月31日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	490	535	449	430

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月29日	2016年7月27日	2017年7月31日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	497	474	410	353

決議年月日	2018年7月31日	2019年7月30日	2020年7月31日	2021年7月30日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	-	-	400	400
付与日における公正な 評価単価（円）	325	140	132	133

決議年月日	2022年 7 月27日	2023年 7 月31日	2024年 7 月31日
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	400	400	-
付与日における公正な 評価単価（円）	191	242	333

（注） 2012年 8 月 1 日付株式会社併合（ 5 株につき 1 株の割合）による影響を勘案しております。

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積り方法

決議年月日	2024年 7 月31日
株価変動性 (注 1)	31.244 %
予想残存期間 (注 2)	2.292 年
予想配当率 (注 3)	3.453 %
無リスク利子率 (注 4)	0.370 %

(注) 1 予想残存期間に対応する過去期間（2022年 5 月17日から2024年 8 月28日）の株価実績

2 在任者ごとに「退任者の在任期間平均」と「在任者の付与時の在任期間」の差を取り、0.8年未満の場合は次回定時株主総会までの期間を考慮し、0.8年として平均する方法により算定

3 直近年間配当額12.5円 / 算定基準日における株価362円

4 予想残存期間に近似する国債利回り

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	当連結会計年度 計上額
	銀行業(注1)	リース業	計		
顧客との契約から生じる収益					
預金・貸出業務	3,282	-	3,282	-	3,282
為替業務	2,132	-	2,132	-	2,132
証券関連業務	1,157	-	1,157	2,178	3,336
代理業務	220	-	220	-	220
保護預り・貸金庫業務	421	-	421	-	421
投資信託・保険販売業務	3,879	-	3,879	-	3,879
その他	1,987	455	2,442	2,937	5,380
計	13,082	455	13,538	5,116	18,654
その他の収益(注3)	61,918	11,615	73,534	885	74,420
合計	75,000	12,071	87,072	6,002	93,074

(注)1 「銀行業」の区分は信用保証業務を含んでおります。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、証券業務及びクレジットカード業務等を含んでおります。

3 「その他の収益」には、主に次の取引が含まれております。

金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 2019年7月4日)の範囲に含まれる金融商品に係る取引

リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号 2007年3月30日)の範囲に含まれるリース取引
金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 収益の計上時期

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、収益を認識しております。一定の期間にわたり履行義務が充足されるものについては、義務を履行するにつれて収益を認識しております。

(2) 収益の計上額

収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。連結される子会社及び子法人等が参加する他社が運営するポイントプログラムについては、将来利用される見込額を第三者のために回収する額として認識し、役務取引等収益より控除しております。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

(単位:百万円)

	当連結会計年度期首 (2024年4月1日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	755	791
契約資産	272	306
契約負債	422	377

(注) 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「その他資産」に、契約負債は「その他負債」に、それぞれ含めております。

(2) 連結会計年度に認識した収益のうち当期首現在の契約負債残高に含まれていたもの
(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたもの	371

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
1 年内	344
1 年超	32
合計	377

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	852円98銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	47円28銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	47円14銭

(企業結合関係)

記載すべき重要なものではありません。

(重要な後発事象)

記載すべき重要なものではありません。

第16期 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	102,999	40,499	14,504	55,004	9,356	9,356
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					3,855	3,855
当 期 純 利 益					3,842	3,842
自己株式の取得						
自己株式の処分			1	1		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1	1	13	13
当 期 末 残 高	102,999	40,499	14,503	55,002	9,343	9,343

(単位：百万円)

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	122	167,237	148	167,386
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		3,855		3,855
当 期 純 利 益		3,842		3,842
自己株式の取得	1,000	1,000		1,000
自己株式の処分	7	5		5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			31	31
当 期 変 動 額 合 計	993	1,008	31	976
当 期 末 残 高	1,116	166,229	179	166,409

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

3. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型報酬の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結される子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定するグループ通算制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	0 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権総額	744 百万円
3. 関係会社に対する金銭債務総額	4,106 百万円

(損益計算書関係)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引の取引高

営業収益	5,248 百万円
営業費用	114 百万円

営業取引以外の取引高

営業外収益	0 百万円
営業外費用	13 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	600	2,378	34	2,944	注1, 2
合計	600	2,378	34	2,944	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加2,378千株は、市場買付による自己株式の取得2,376千株及び単元未満株式の買取2千株によるものであります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少34千株は、単元未満株式の買増請求による処分0千株及びストック・オプションの権利行使による譲渡34千株によるものであります。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

新株予約権	56 百万円
賞与引当金	10
税務上の繰越欠損金 (注 1)	6
役員賞与引当金	5
未払事業税	2
その他	3
繰延税金資産小計	85
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-
将来減算一時差異に係る評価性引当額	61
評価性引当額小計	61
繰延税金資産合計	23
繰延税金資産の純額	23 百万円

(注 1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (* 1)	—	—	-	—	6	—	6
評価性引当額	—	—	-	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	-	—	6	—	6

(* 1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(* 2) 税務上の繰越欠損金 6 百万円について、繰延税金資産 6 百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

2 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 13 号) が 2025 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 30.58% から、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 31.47% となります。この税率変更による影響は軽微であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	597 円 81 銭
1 株当たりの当期純利益金額	13 円 71 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	13 円 67 銭

(関連当事者との取引)

子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株 式 会 社 池田泉州銀行	大阪市 北区	61,385	銀行業	直接所有 100% (—)	経営管理等 役員の兼任	経営管理 料の受取	1,365	—	—
							借入金 の借入	4,100	借入金	4,100
							借入金 利息	13	未払費用	11

取引条件及び取引条件の決定方針等

注 1 . 経営管理契約については、一般的な取引条件で行っております。

2 . 経営管理料の受取については、一般的取引条件と同様に決定しております。

3 . 金銭貸借取引については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(ストック・オプション等関係)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。